

「継続企業の前提に関するチェックリスト」の運用について

共同研究会では経営者、監査役および会計監査人が継続企業の前提を評価、検討するためのひな形として、本チェックリストを作成した。これは、平成12年10月に策定した「継続企業能力チェックリスト」を『継続企業の前提に関する監査人の検討』（監査基準委員会報告書第22号 平成14年7月29日）の公表、『改正財務諸表等規則』『改正連結財務諸表等規則』及び『財務諸表等規則ガイドライン』（平成14年10月18日）の公布にあわせて内容を見直したものである。なお、上記報告書等に例示された事象または状況のうち、債務免除の要請、配当優先株式に対する配当の延滞または中止については、他の事象または状況が発生した後に生ずる、より深刻な事象または状況と考えられるため、本チェックリストのチェック項目からは除外した。また、本チェックリストのチェック項目は一般的な例示であり、実際の運用にあたっては、個々の企業の状況に応じて項目を見直したうえで活用することが望ましい。

考え方

- ・継続企業情報に関する会計監査人の意見表明は、経営者が財務諸表作成に当たり継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況についての判断を行った上で行われるもので、経営者が行った評価および財務諸表の表示について検討を行うという「二重責任の原則」を基本としている。

本チェックリストの構成

「第1部 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の認識」

- ・継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況について、財務指標関係、財務活動関係、営業活動関係、その他の区分に従ってチェック項目を列挙したものである。
- ・経営者自らチェック項目毎に「該当」、「非該当」、「対象外」の判定を行うとともに、各々の判定を行った理由、状況等を備考欄に記載する。

「第2部 経営計画等の評価」

- ・先ず経営改善計画そのものの評価を行った上、第1部で「該当」と判定した項目について個々に改善計画を具体的に記載する。この際、「一般的な対応事例」として記載した内容を参考にする。

経営者としての活用

- ・経営者は財務諸表を作成するにあたり、継続企業として存続する事業体の能力を貸借対照表日の翌日から1年以上を対象期間として評価しなければならない。
- ・この際、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を評価、検討するにあたって、本チェックリストを活用する。

監査役および会計監査人としての活用

- ・監査役および会計監査人は継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討するために、経営者が実施した評価の結果を貸借対照表日の翌日から1年以上を対象期間として検討しなければならない。（但し、会計監査人の検討対象期間は、貸借対照表日の翌日から少なくとも1年間とする。）
- ・この際、監査役および会計監査人は経営者の判断が適切であるか否かを検討するために本チェックリストを活用するとともに、加えて経営者の管理能力・責任遂行能力や情報開示に対する姿勢等の項目を追加して監査役および会計監査人の視点から評価することが必要となる。